

平成 30 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

平成 30 年 8 月 31 日 (金)

JESCO 豊田 PCB 処理事業所プレゼンテーションルームにて

午後 1 時 54 分 開会

【事務局 (岩井)】 定刻前ではございますが、全員お越しいただいておりますので、ただいまから平成 30 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

なお、写真等の撮影につきましては、会議冒頭のみとさせていただきますので、御了承ください。携帯電話につきましても、マナーモードにさせていただくか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

なお、本委員会は議事録作成のため録音させていただきますことを御理解ください。

それでは、議事に先立ちまして、豊田市環境部副部長の藤井から挨拶申し上げます。

【豊田市環境部 (藤井副部長)】 皆さんこんにちは。私は、豊田市環境部で副部長をしております藤井と申します。本日は、お忙しい中、平成 30 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日は環境省廃棄物規制課の成田課長様、亀井課長補佐様、そして JESCO 豊田事業所管内の 4 県 6 市の関係部局の皆さんにも御参加をいただいております。まことにありがとうございます。

既にお気づきの方もおみえになるかと思いますが、本日、私を含め豊田市の職員につきましては、ラグビーワールドカップのロゴ入りのポロシャツを着用させていただいております。2019 年、来年でございますが、ラグビーワールドカップが日本で開催されます。当市の豊田スタジアムにおいても、日本代表戦をはじめ、4 試合の国際マッチが予定されておまして、大会の成功に向け豊田市職員一丸となって取り組んでおりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、平成 17 年に始まったこの JESCO 豊田事業所の PCB 廃棄物処理事業も 14 年目を迎えました。また、豊田事業所における PCB 廃棄物の処理期限まで残すところ 3 年 7 カ月となりました。いかにしてこの期限内に確実に PCB 廃棄物を処理していくかが、今後の重要な課題であるというふうに考えております。

本市といたしましても、豊田事業所における安全性の確保はもとより、PCB 廃棄物の早期処理に向け、管内の自治体と連携をいたしまして取り組みを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議では、PCB 処理施設の安全対策の確認のほか、PCB 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会の取り組みなども聞いていただきまして、PCB 廃棄物の早期処理における行政の役割、進むべき方向などについても御確認いただければと思います。

委員の皆様の忌憚のない御意見をいただきますようお願いをさせていただきます、挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（岩井）】 本日、環境省から環境再生・資源循環局廃棄物規制課長の成田浩司様においでいただいておりますので、挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【環境省環境再生・資源循環局（成田廃棄物規制課長）】 環境省廃棄物規制課長の成田でございます。本日お集まりの皆様には、日ごろより PCB 廃棄物処理の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

PCB 廃棄物処理の先行しております JESCO 北九州事業地域におきましては、変圧器・コンデンサー等につきまして、昨年度末に処分期間が終了しております。また、本年度末に控える計画的処理完了期限の確実な達成に向けて、いまだ処分委託されていない事業者への行政処分等の取り組みを進めているところです。

ここ JESCO 豊田事業所において処理する変圧器・コンデンサー等につきましては、処分期間が平成 33 年度末までとなっております。北九州事業地域の取り組みも参考としながら、残された時間を意識して、早期処理に向けた取り組みを計画的に進めていく必要があります。

このため、環境省といたしましても、地方環境事務所の体制強化や、自治体の掘り起こし調査の支援等に取り組んでいるところでございます。引き続き関係省庁と連携しつつ、自治体の皆様、産業界の皆様、JESCO と一丸となって PCB 廃棄物の処理が一日も早く進むよう全力を尽くしてまいります。

本日の安全監視委員会でも、皆様に活発に御議論をいただきまして、JESCO 豊田事業所の安全確保の徹底や、PCB 廃棄物の期限内処理の達成に向けたさらなる取り組みの推進につなげたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（岩井）】 ありがとうございます。

続きまして、本日、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理事業部長の吉口様においでいただいておりますので、挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【JESCO（吉口 PCB 処理事業部長）】 JESCO の PCB 処理事業部長の吉口でございます。松田委員長を始め委員の皆様、豊田市、東海 4 県 6 市の関係自治体の皆様、環境省、関係者の皆様におかれましては、日ごろより豊田 PCB 処理事業所における PCB 廃棄物処理事業の推進につきまして御理解と御協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、弊社より豊田 PCB 廃棄物処理事業の進捗状況を御報告申し上げます。豊田施設での処理は、主要な処理対象物でありますトランス類、コンデンサー類ともにおおむね順調に処理が進んでいるところでございますが、今年度第一四半期末時点の受け入れと処理の状況、排出源や周辺環境モニタリングの状況などを御報告いたします。

また、今後の処理の見通しにつきましては、直近の処理実績や掘り起こし状況などを反映させまして長期処理計画の見直しを行っておりますので、最新の見通しにつきましても御説明をいたします。

そのほか、トラブルにつきましては、前回委員会以降に残念ながら労働災害 2 件のほか、使用済ウエス入り容器からの発煙事案が発生をいたしました。期限内処理達成の前提となりますのは安全・安定した操業であることから、弊社は、トラブルの再発防止・未然防止に継続的に取り組んできたところでございますが、今般の事案につきましても、しっかりと再発防止に努める考えでございます。本日は、事案の概略と対応状況を御報告申し上げます。

JESCO の PCB 廃棄物処理事業は、平成 16 年 12 月に最初に操業を開始しました北九州 PCB 処理事業所でのトランス類、コンデンサー類の処理が今年度末に計画的処理完了期限を迎えることとなっております。現在、最終の総ざらえと処理に全力を上げていただいております。

この豊田 PCB 処理事業所におけるトランス類、コンデンサー類等の処理も終盤に入っております。弊社 JESCO は、一日でも早く処理が進むよう、関係者の皆様の御理解・御指導のもと、処理対象機器の総ざらえと安全で安定した操業の両面におきまして引き続き努力をしております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（岩井）】 ありがとうございます。

それでは、議事に移る前に、お配りしました資料の確認をさせていただきます。

会議次第、委員名簿、席次表が 1 枚ずつありまして、資料は 1 から 4 を配付させていただきます。

資料 1、「豊田 PCB 廃棄物処理事業の進捗状況について」。資料 2、「豊田 PCB 処理

事業における豊田市の対応について」。それから、資料3として3-1と3-2が愛知県からの資料になります。それから資料4、「PCB 廃棄物の早期処理に係る国の取組について」。以上となっております。

次に、委員の皆様のみとなりますが、その他資料として、「平成29年度第3回豊田市 PCB 処理安全監視委員会議事録」を配付させていただいております。

また、委員、オブザーバーの皆様には、「豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱」を配付させていただいております。

以上となりますが、不足資料がございましたら事務局までお申しつけください。

それでは、ただいま以降の撮影は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は、オブザーバーの豊田労働基準監督署が欠席しておりますが、委員の皆様全員に出席いただいております。豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱第6条第2項に基づきまして、委員の半数以上の出席がありますので、この会議が成立したことを報告いたします。

では、これより議事に移ります。

議事進行につきましては、要綱第5条により、委員長が務めることになっておりますので、委員長に進行をお願いしたいと思います。

【委員長】 本日は、大変暑い中、皆様には御足労いただきましてまことにありがとうございます。また、関係する自治体の皆様には、遠方よりわざわざおいでいただきまして、ありがとうございます。

早速でございますが、議事を進めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

まず、議題(1)「豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業状況報告について」、JESCO から御説明をお願いします。

【JESCO (石垣所長)】 JESCO 豊田 PCB 処理事業所の石垣でございます。私のほうから資料1について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページ目でございます。PCB 廃棄物の受入状況ということで、平成30年6月末現在での実績を一覧表にさせていただいております。

前回の監視委員会から新たにとりまとめました数字といたしましては、まず29年度の合計という数値が出ております。そこに記載されておりますとおり、トランス類、大型ですけれども、残存量が大分少なくなってきたということで、前年度の実績よりは下がったという状況ではございますけれども、その他の処理対象物については、数量的には前年を上回る実績を上げることができたという意味で、大変順調な操業が

できておるといふ状況でございます。

それから平成 30 年度に入りまして、4月、5月、6月と実績を記載させていただいております。6月は春の定期点検を実施いたしましたため、20日間ほど操業の停止があったという状況ではございますけれども、平成 30 年度に入りまして、処理自体は順調に推移をしておるといふ状況でございます。

それと、現時点でございますけれども、コンデンサー類は、過去の実績をごらんいただければ、どんどん処理台数が伸びてきているという状況でございます。これは特に超小型コンデンサー、これは 10 kg 未満のコンデンサーになりますけれども、この処理が促進をされたという意味で、台数が非常にふえてきているという状況でございます。ただ、自動化ラインで処理をします普通コンデンサーは、処理が進んだということもありまして、どんどん処理するべき対象物が減ってきているという状況でございます。普通コンデンサーにつきましては、昨年度約 5,000 台の実績がありましたけれども、今年度の処理見込は約 3,000 台ということで、徐々に処理するべきコンデンサーの台数も減りつつあるという状況でございます。

続きまして 2 ページ目は、この処理に伴って無害化できた純 PCB の処理量を記載させていただいております。これにつきましても、順調な処理が継続することができているという状況でございます。

続きまして 3 ページにつきましては、豊田事業エリアの全県、全政令市ごとの状況を記載させていただいております。

まず 2 - 1 の表は、処理するべき対象物が自治体ごとに何台あるかというその登録状況を記載させていただいております。2 - 2 の表は、このうちどれぐらいの量をこの豊田 PCB 処理事業所で受け入れたかという数量になります。それから 2 - 3 が、その受入量に対して全体の進捗率ということパーセントで記載しております。次の 4 ページのほうは、未搬入状況ということで、自治体ごとに、JESCO には登録されているものの、まだ搬入されていない処理対象物の数量ということで記載をした表になります。

3 ページに戻っていただきまして、全体の進捗率、これは表 2 - 3 に記載しております。保管事業者といたしましては、全体で 94.5% の事業者から既に搬入をいただいておりますという状況でございます。

またトランス、コンデンサーにつきましても、85% を超えるところまでの処理の実績がきておるといふところでございます。

それから廃 PCB につきましても、処理自体はまだ 70% ということではございます

けれども、処理も現在、順調に進めております。ただ、後ほど御説明いたします PCB 油につきましては、不純物を含む油があるということで、これをこの施設内で処理するためにはいろんな検討が必要というような状況がございます。ここもこういったことの検討を進めながら、処理の促進を図っていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから保管容器につきましては、約半分、50%ほどという実績になっております。これにつきましては、新たに登録されました保管容器の台数が非常に多いということもございます。これらのものを今後しっかり処理をしていきたいという状況でございます。

それから5ページ、6ページにつきましては、前回の監視委員会の際に御提示をさせていただいた表を参考までに添付させていただいております。この表と、今回6月末時点の表を見比べていただきますと、どれくらいの数字の推移ができているのかというところを御確認いただけるかと思っております。

2-1の表におきまして保管者数、事業場数、トランス、コンデンサー、廃 PCB、保管容器、見比べていただきますと、唯一トランスの台数だけ減っております。これは、本来、コンデンサーとして登録するべきものがトランスとして登録されていたものが何台かあって、その登録がえをしたのでトランスの台数が減ったという状況がございます。あるいは、トランスの油を分析した結果、低濃度物であって JESCO の処理対象物ではないといったものも出てきております。こういった関係で、トランスの処理すべき台数というのは、前回の監視委員会の数字からは減った状況ではございますけれども、総数としてはそこに記載をした数字が現在の登録台数ということになっております。

これをグラフにしたものが7ページ、8ページになります。処理自体は順調に進んでおります。きょう御議論いただきます今後の掘り起こし調査等々によって新たに出てくる廃棄物もあろうかと思っております。こういったことも含めまして、しっかり処理を進めていきたいというふうに考えております。

それから9ページでございます。周辺環境への影響の状況ということで、モニタリングデータを記載しております。前回の監視委員会からは、平成30年1月のデータ、それから4月のデータ、ここの2つについて新しいデータとして記載をさせていただいております。

いずれの項目も、管理目標値、あるいは環境基準値等を超過する値は出ていないということで御報告をさせていただきます。

それから10ページでございます。処理対象物とあわせて処理すべき運転廃棄物、この豊田 PCB 処理事業所で発生した PCB 汚染物の保管処理の状況を記載した資料でございます。

11 ページの折れ線グラフをごらんいただければ、その推移が非常にわかりやすいかと思えます。この豊田事業所内で運転廃棄物として保管をしていた台数、これはドラム缶換算ということになりますけれども、過去、最多で 2,400 本のドラム缶を保管しておりました。現時点では、この処理を促進するべく対応しておりまして、定期点検等々で一時的に保管量がふえるという状況も発生はしておりますけれども、全体としては、運転廃棄物の処理の促進も図れているという状況でございます。

それから、12 ページをごらんください。収集運搬についてということでございます。毎回収集運搬におけるトラブルについてこの監視委員会で御報告をさせていただいておりますけれども、前回の監視委員会から 6 月末までの時点での収集運搬、保管に伴うトラブルというのは 1 件も発生をしておりません。

それから、13 ページでございます。地域とのコミュニケーションについてということでございます。

まず（1）の施設見学ということで、27 年度から見学者の件数と人数を表にさせていただいております。大分処理が進んだということもありまして、見学の実績という意味ではだんだんと減ってきておるといような状況でございます。

また、継続でございますけれども、見学者に対しましてアンケート調査というような形をとらせていただいております。おおむね 90% 以上の方には大変わかりやすかったという御回答をいただいております。

それから（2）関係自治区への情報提供でございます。4 月の年度がわりに交代された自治区長様がおられます。その新しい区長様に御挨拶ということで御訪問させていただいております。

それから年末年始の挨拶につきましても、継続的に各自治区回らせていただいて、御挨拶とともに進捗状況の御報告もさせていただいております。

それから（3）JESCO 地域協議会ということで、平成 25 年度に設置をしまして、継続的に実施をしてきております。対象といたしましては、この事業所が立地しております樹木の自治区、並びに隣接する自治区、合わせて 7 自治区の区長様にお越しいただいて、処理の進捗等を御報告させていただいております。平成 30 年度は、資料には 9 月中下旬を予定と書いてございますけれども、もう日程が決定しておりまして、9 月 18 日に今年度の地域協議会を開催させていただく予定です。この地域協議会に

おきましては、先ほど御説明したようなこの豊田事業所での進捗状況も含めて皆様に御報告をさせていただくという予定としております。

それから（４）豊田 PCB 廃棄物処理事業だよりの発行ということで、これにつきましても、毎月１回、継続的に発行しております。29年度も月に１回、年間で１２回発行、それから３０年度につきましても毎月１回発行させていただいております。この事業だよりは関係者に配付させていただいておりますが、JESCOのホームページにも第１号から全て掲載をさせていただいております。また御確認をいただければと思っております。

それから、14ページに入ります。トラブルの報告ということでございます。前回の監視委員会から（１）で２件の労働災害、これは２件とも休業災害ということでございます。それから15ページのほうには、使用済布ウエス入れ容器からの発煙事例ということで、この３件について御報告をさせていただきます。

まず労働災害の１件目でございます。これにつきましては、ちょうど写真にあります階段を急いで駆けおり、一番下に下りた際、足をひねってけがをしたというものでございます。最終的に診断をしていただいた結果、そこに記載されておりますとおり左足関節外側側副靭帯断裂ということで、当初は２週間の安静・加療が必要という診断書が出ておりましたけれども、再度確認をしたところ、やはり１カ月を超えるけがということで発生をしております。

それから２番目、これは自転車で通勤される方ですけれども、自転車をとめる際、駐輪場で転倒して右足首を脱臼・骨折をしたというものでございます。これにつきましても、約２カ月の休養・加療を要するというでの休業災害となっております。

この２件につきましては、いずれもPCBの処理作業に関係して起こったものではなく、普段の生活でも起こり得る可能性がある災害ということで、じゃあどのようにすればこの災害を防ぐことができるのかということで、15ページの上に記載しております。４月９日から17日にかけて、運転会社の各グループで原因、再発防止のためのブレインストーミング、どのようなことに注意すればこういった災害を防げるかという各グループでの話し合いを実施していただいております。

また、こういった労働災害を起こさないようにということでの安全セミナーでの注意喚起、あるいは毎月実施しております安全の日の話の中で、労働災害には注意するようにという呼びかけも行っておるという状況でございます。

それから、２番目の使用済布ウエス入れ容器からの発煙でございます。これは平成30年の7月2日になりますけれども、4階の攪拌洗浄エリア内に設置しておりますポ

リプロピレン製のごみ箱、90 リットルの容器でございます。これは使用済みの布ウエスを入れているごみ箱でございますけれども、このごみ箱から白い煙が発生しているというのを巡回監視中の TKS の作業者が発見しました。万が一のことを想定いたしまして、消火器を用いてこの白煙状態を抑えたという状況が発生しております。

この件に関しまして、すぐさま豊田市並びに豊田市消防本部に御連絡をして、当日、豊田市並びに豊田市消防本部のほうから現地確認をしていただいております。15 ページの下から 3 行目のところに書いてございますけれども、16 時 45 分、豊田市消防本部の方が御来所いただいて、聞き取り調査並びに現場確認をいただいた後、この際には現場検証の結果、火災ではないという判断は示されております。

ただ、そうは言いつつも、このような事象が発生したということについては、再発防止策をしっかりとやらなければいけないということで、16 ページの上段にあります。豊田市と御相談いただく中で、安全監視委員会にも御報告をして、しっかり対応をとっていく必要があるということでお話をさせていただいております。

16 ページの③原因調査ということでございます。発煙が起こったということから、消火器でその煙を抑えることができたということから、それ以降、ポリバケツの中に入ったものについても調査を行いました。中に入っていた一部の布ウエスが黒く炭化している部分があったという状況でございます。これらを全部取り出しまして、その内容物を調査しましたけれども、洗浄液として使う NS クリーンという洗浄溶剤以外の油、あるいはその他の物質というのは、調査をしたところ確認することができなかったという状況でございます。

また、この NS クリーンというのは、一般的にはウエスに付着しても自然発火しにくい溶剤であるということから、一体何が原因でこのような白煙が上がったのかということ特定することはできなかったという現在の状況でございます。

このような状況ではあるものの、再発防止のための対策をとっていかなければならないという認識のもと、17 ページの④に 4 項目記載させていただいております。

まず、使用済布ウエスを入れる容器の数を減らしましょうということで削減を図っております。

それから、使用済布ウエス入れ容器の交換ということで、そこに赤い金属製ごみ箱の写真がございましたが、もともとはポリプロピレン製でございましたけれども、より密閉度の高い保管容器を使おうということで、この容器の交換を行っております。これは該当のエリアのみではなく、全てのエリアでのポリ容器について、この鉄製の容器に交換を行っております。

それから3つ目、使用済布ウエス入れ容器での保管期間の短縮ということで、今まではこれがいっぱいになったら捨てるというようなことを行っておりましたけれども、さらに保管期間を短縮するように、定期的に以前よりも短い保管期間での廃棄を進めるということを行います。

それから、使用済布ウエス入れ容器の監視強化ということで、以前は、場所によっては非常に見にくい場所にこのポリ容器が置いてあるということもございましたけれども、これは遮蔽フードの中に置いてあるものもございます。通路からでも確認しやすい場所にこの金属容器を置くということでの対策をとっております。

以上、原因は現時点で突きとめることはできてはおりませんが、このような対策をとることによって、何とか二重、三重の対応ということで、同様の事例の発生を抑えることができるだろうというふうに考えております。

それから(3)情報提供、公表基準の見直しでございます。先ほど申し上げました2件の労働災害、いずれも1カ月を超える休業災害となっております。これが以前の公表基準ですと、マスコミ等々報道関係にすぐさま情報提供を行うなど、緊急の対応をしなければならないというのが公表基準でございました。ただし、これら2件ともいずれもPCB等にかかわる作業中ではなくて、自転車から転倒する、あるいは階段から転倒するというような状況で、すぐさま報道関係に資料を発表する事例とはちょっと異なるのではないかとということ。

それから、先ほどの白煙事例につきましても、このような事象が起きてはごさいませけれども、消防のほうでお立ち入りをいただいた後、火災ではないよという御判断をいただきました。これも過去の公表基準からしますと、火災ではないということになると、豊田市並びにこの監視委員会等にも御報告をしなくてもいい事例ということになってしまうということで、これは実情に合わないだろうということで、公表基準の改定ということで、その次に資料を添付させていただいております。

18ページの資料が、公表基準の見直しということで、変更前と変更後、変更になったところの一覧表ということで記載をさせていただいております。

また、これとあわせて改定するJESCOの公表基準については、19ページに記載をさせていただいております。先ほど申し上げたような趣旨で、現状に即した形での公表を今後進めていきたいということで、基準の改定をさせていただきたいと思っておりますということで御紹介をさせていただきます。

それと20ページのほうに、豊田市の公表基準ということで、これについてもあわせて改定ということで豊田市からお伺いしているところでございます。

【委員長】 豊田市分について、関連づけて御説明いただけますか。

【豊田市環境部（神谷廃棄物対策課長）】 豊田市廃棄物対策課の神谷です。よろしくお願ひします。

それでは、今の説明の部分で資料2になります。「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」の2ページをごらんください。2、事故・トラブル発生時の情報提供・対応基準の変更について説明します。

本市においても、JESCO 豊田 PCB 処理事業所で事故やトラブルが発生した際は、情報提供・対応基準を設けて対応しております。変更内容は、先ほどの JESCO の石垣所長からの説明のとおりですので、詳細の説明は省略させていただきます。

これまでの情報提供・対応基準では、通勤中に自転車で転んだというような、PCB 処理に直接関連しない労働災害であっても、1 カ月以上の休業事案になると、報道発表や関係自治区への説明が必要となっておりました。しかし、報道発表や関係自治区への説明は、PCB 処理に限るものであるべきという考えに基づき、変更させていただきました。

一方、攪拌洗浄エリアにおける白煙が発生した事例では、消防署からも火災と判断されませんでした。このことは、旧基準では火災発生に限定していましたので、報告対象から除外されてしまいます。JESCO からは、JESCO の場内で起きているトラブルについては全て報告を受けて対応しているところではありますが、今回、基準としても火災の恐れのあるものはきちんと報告いただくよう変更を行いました。

なお、実際の改定した基準については、資料1の20ページになりますので、よろしくお願ひします。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。続けてお願ひします。

【JESCO（石垣所長）】 それでは、21ページをごらんください。7番目の項目でございます。不純物の混入した廃 PCB 油の処理促進ということでございます。

もともとトランス油、あるいはコンデンサー油、ピュアなものを処理するというところでこの施設はできております。ただ、油として保管されている廃 PCB の中には、シリコンオイル、あるいはスカムとかスラッジ、こういった不純物が混ざった油が実際には存在をします。これらについては、もともとこういった素材の入った油については処理できるということでの設計をしておりません。そのため、これらの不純物が入った油についても本当に処理ができるのかどうかということの確認を、処理する前にはこの豊田事業所では行っているという状況でございます。

まず①分析室でのトリータビリティー試験。これは、サンプル油を使って実験室レベルでちゃんと処理ができるかどうかという確認を行うための試験でございます。こういったことを行って、確実に処理できるかどうかというのを事前に確認して処理を進めていくということです。

あるいは不純物が入った場合、事前にろ過とか溶剤による希釈、こういったことを行って、ごみとか入った状態で液を送ってしまうと、配管の閉塞等を発生させてしまうということから、詰まり防止のためにそういった事前の除去というのを行うこととしております。

それから③といたしまして、トリータビリティー試験、実験室レベルでの処理ができるかということとあわせて、処理ができるようになった場合に、まず実機を用いて試験的に処理を行って、さらに処理ができるかどうかの最終確認を行って、それから実液の処理に入っていくというような段取りで今後進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから 22 ページでございます。東海 4 県内の PCB 廃棄物の長期処理計画についてということでございます。

一覧表として 23 ページに 4 月 1 日現在での処理見込みということで記載をさせていただいております。これについては、前回、監視委員会で御提示した資料を次の 24 ページに記載させていただいております。前回の監視委員会では、平成 29 年 4 月 1 日現在での数字でございましたが、今回御提示をさせていただく表は、平成 30 年 4 月 1 日現在ということでの数字を記載させていただいております。これにつきまして、処理すべき残存量に対して、この豊田事業所で年間の処理可能量で処理した場合に最速で何年に終わることができるかということに記載した一覧表ということになります。平成 34 年度末というのが計画的処理完了期限ということで、一部小型トランスが 34 年まで現時点ではかかるという表になっておりますけれども、ほかの項目につきましても、この豊田事業所に処理委託をしてさえいただければ、十分処理が期限までには終われる数字であるということをお報告をさせていただきます。

これにつきましてグラフ化したものが 25 ページ、26 ページということになります。

資料 1 についての御説明は以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、まず進捗状況と、最後に御説明のありましたこれからの長期処理計画について、さらにトラブルについてと、分けて皆様から御意見を伺いたいと思います。最初に、進捗状況、あるいは長期処理計画について御質疑ありませんでしょうか。

では、私のほうから一つ質問させて下さい。毎回、見せていただきます届出区域別の進捗率ですが、こちらの数字は PCB 特措法と電気事業法と区別できるようになっていますか？

【JESCO（石垣所長）】 これは、JESCO に御登録をいただいた数量を記載させていただいておまして、電気事業法並びに PCB 特措法の届出があるものの JESCO にまだ御登録をいただけていない数量は、この表には入っておりません。ただ、先ほど最後に御説明いたしました長期処理計画の中にはそれらの数字が入っておりますので、全体としては処理見込みとしては終われるだろう。ただ、この実績においては、まだ数値としては算入されていないという状況でございます。

【委員長】 ということは、掘り起こしが反映された形にはなっていないということですか？

【JESCO（石垣所長）】 前回の監視委員会の数字から比較していただければ、かなり事業者数、あるいはコンデンサーの登録台数もふえてございます。これは、掘り起こし調査等々進める上で新たな登録が促進をされたという状況で、母数がふえている状況でございますので、さらに掘り起こしが進めば、これらの登録台数の数値がどんどんふえていくということになるかと思えます。

【委員長】 処理実績としては、登録台数が増えても、順番待ちがあると思うのですが。それが反映されるのは、どのあたりから具体的に処理が始まるのですか？

【JESCO（石垣所長）】 継続的に処理は行っておりますので、前回の監視委員会の数字から比較していただいて、母数がトランス以外はふえてはおりますが、進捗率は上がっております。すなわち、新たに御登録をいただいたものよりも処理する量のほうが多いものですから、台数はふえているものの進捗率も上がっているという状況でございますので、このような状況を継続していくことができれば、問題なく処理が完了するだろうというふうに思っているところでございます。

【委員長】 では A 委員、どうぞ。

【A 委員】 議題 3 の資料に掘り起こしの進捗状況の表が出てきます。これを見ると、30 年 6 月までにざっと 2,000 ぐらい掘り起こしで回答があったという数字になっています。今、説明があった 3 ページの前年からの増加率を見てみると、その 2,000 の中の大体 170 から 180 の事業所から新たな登録が 800 ぐらい出てきています。大雑把にこのような割合になっています。

事業所によって持っているものが違うので、この割合が今後も続くことはないと思いますが、資料 3 - 2 の数字を見ると、まだかなりの掘り起こしの予定数があります。

そうすると、先ほど所長が説明された見通しが、どんどん変わっていくと思います。今回、前回との比較のテーブルをこうやって出されると、変化が非常にわかりやすくなります。前から言われているように、事実は事実として、現状がどうなっているかを絶えず認識することが、対策を考える上で必要だと思います。変化を追っていくことが、あと3年間、非常に大事と考えます。

特に、先ほどのどこの分類に入るものが今後出てくるのかということも、処理能力が今後も同じとは限らないので、そういうところを注意していただければと思います。

【JESCO（石垣所長）】 はい、承知いたしました。

【委員長】 そのほかいかがでしょうか。

それでは、トラブルのほうに移りたいと思います。何か御意見ありますか。

【A 委員】 ウエスのことですが、飽和炭化水素なので、酸化しないため普通は発熱というのはまず起こらないような物質です。そうするとあと考えられるのは、このエリアの外から何か別のものを拭いたものが持ち込まれた可能性です。これは恥ずかしい話ですが、水があるうちはいいけれど蒸発すると発熱するような物質を、不用意にさっと拭いて捨ててしまい、後で乾燥して火が出たというような事故がありました。ここにあるものは問題ないので、他から何か持ち込まれた可能性がないかと思います。

【JESCO（石垣所長）】 そのあたりは、現場で作業される方、あるいは直前に定期点検がございましたので点検の業者から、何か本来捨てるべきではないところに捨てたのではないかという聞き取り調査も行ってはおるんですが、今のところそういったことは確認できてない。なおかつ、点検業者が捨てるごみ箱というのは別で用意しておりますので、本来運転会社が使用されるごみ箱に捨てることは基本的にはないだろうという状況ではございますけれども、そのほかのものを何か捨てたかというような事実は、現時点では確認はできていないということでございます。

【委員長】 B 委員、何かコメントがありましたらお願いします。

【B 委員】 拭いているものは何を拭いているんですか。

【JESCO（石垣所長）】 NS クリーンという洗浄溶剤でございます。

【小口委員】 洗浄溶剤を拭き取っているわけですか。その洗浄溶剤を使っているところには、何か汚れたものがあるわけですか。

【JESCO（石垣所長）】 ここは攪拌洗浄エリアと申しまして、処理すべき含浸物、これは紙だとかプレスボードだとか素子といったものを洗うエリアになります。ただ、素子等は攪拌洗浄槽の中で洗ってそこから外に出てくるということは基本的には、真空加熱かごへ移す際に槽の外には出てくるという状況ではございますが、当該エリア

のポリバケツが置いてあるところでは、そういったものが外に出るような状況ではないというところでございますので、そういったものが入っているということはないだろうというふうには思っております。

【委員長】 そのウエスがどんなものかということ、ウエスで拭いたときに、何か金属の粉末とか、触媒になり得るようなものが付着していることはないかという意味だと思いますが。

【JESCO（石垣所長）】 そういう意味では、炭化してしまったものなので、場合によっては確認ができなかったのかもしれませんが、一応、中に入っていた内容物は全部広げまして、ウエスなり NS クリーンという油以外のものが何か入っていないかどうかというようなところの確認は行いましたけれども、該当する以外のものについては全く発見されなかったという状況でございます。

【委員長】 このような事例は、今まで聞いたことがありませんでした。ほかの事業所ではどうですか？

【JESCO（石垣所長）】 豊田ではほかにこういったことが起きたということは聞いてはおりません。

【委員長】 ということで、なかなか不可思議な現象なのですが、皆様の方から何か御意見はありませんか？C 委員、いかがでしょうか。

【C 委員】 金属粉とかそれから石灰のような、ほかの物質と化合して熱が発生するというのは考えられますが、そういう点で本当に追求したのかなというのはちょっとわからないですね。やはりウエスの材質、それからほかのものが入っていないか、NS クリーンの関係とか、そういうところまで追求しないと、この発煙というのは、ちょっと今のままでは私はわからないですね。

【委員長】 再現ができるとよいのですが。

【C 委員】 再現ができると、今後のためになるんじゃないかなと思います。

【委員長】 消防本部の方にも立ち会っていただき、これは火災ではないという結論をつけていただきました。このような事例は過去に、消防研究所とかいろいろな専門研究機関において経験されていますでしょうか？

【豊田市消防本部】 まず、今のお話がありました火災事例としましては、例えば天ぷら油だとかそういったものが紙だとかウエスに含まれていて、それを長期間保存していると酸化して自然発火するというのは、一般的な火災事例としてはございます。

あと次のことですが、消防庁の消防研究所というところもあります。うちのほうとしてはまだ依頼はかけたことがないですが、火災の原因を調査する機関

ではあるものですから、例えばそういったところで、燃焼されたものが残っていれば調べていただけるかと思うんですけども、残っていないという状態であれば、そういったところも難しいのかなと。

今、委員長がおっしゃったように、うちのほうもこの NS クリーンの安定性及び反応性というデータがあるんですけども、やはりウエスにしみ込ませたり加熱すると引火しやすくなるというのはデータとして入っているんですけども、自然発火するというのは記入されていないものですから、我々としてもそこまで突き詰めることはできませんでした。ですので、メーカーのほうで再度そういった実験等で調べてみるというのは、一つの手段としてはあるのかなというふうには思います。

【委員長】 私も過去に燃焼に関連する研究の経験がありまして、燃焼の三大要素としては、酸化剤、燃料、温度があげられます。化学反応が進むためにはその過程でエネルギー順位が低くなることが重要です。さらには、表面積が大きくなることも反応速度が上昇するうえで重要です。先ほどウエスで拭いたとおっしゃったんですが、ウエスの中に NS クリーンが拡散して、その界面積が大きくなればそれだけ酸化されやすくなりますので、酸化速度は速くなるということにならないかと思ったんですが。先ほど、豊田市消防本部の方がおっしゃった天ぷら油のケースもありますが、NS クリーンに当てはまり得るかについてはよくわかりません。

一番良いのは、再現がとれて、その現象がもう一度起これば、消防研究所等に依頼して原因究明につながると思うのですがね・・・。今の状況では、良くわからないので、継続的に皆さんからの意見を一度整理されて原因究明を追及してください。一方では、再発防止の対策をしっかりと講じていただけないでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 可能かどうかも含めまして、検討させていただきます。

【委員長】 そのほか、この委員会以外で御意見をいただいたことはないですか？

【JESCO（石垣所長）】 例えば消防の方への御相談とか、知見の高い人にお聞きしたりしましたが、現在の状況からすると、なかなかこういったことが原因だろうというようなところまでは行き当たっていないということでございます。

【委員長】 これからも、豊田市消防本部と御相談いただきながら進めてください。ご協力いただけると幸いですので、よろしく願いいたします。

そのほか、ただ今のところ以外で何か御意見ありますでしょうか？

【C 委員】 休業災害の2件についてちょっと伺いたいことと、それから希望を述べさせていただきたいと思います。

まず感じたところでは、この休業災害2件は、話し合いをしているような内容の対策

をやったということを書かれているんですが、どのような対策が出たのでしょうか。それが1点。

それから、この内容だけだと、休業災害としては抜本的な対策ができてないなという感じがします。特に2番のほうの自転車の転倒に対しては、このルートを見ると、駐車を横断して、それもカーブのところに行くわけですね。そういうところにおいて抜本的な対策としては、通行帯を設けるとか、スピードは何キロ以下にするとか、そういう対策、あるいはさらにはこの駐車場に入ったら自転車をおりて歩いて行きなさいとか、そういうことをやらないと、本当の抜本的な対策にならないと思います。今のままだったら、これはまた発生するんじゃないかなという感じがします。もっと細かく追求して、そういう対策を一回検討していただきたい。

それから階段もそうですね。急いで飛び下りた。何で急いで下りたのか。飛び下りるところだったのか。それから階段も、これは写真で見ると手すりがありますが、階段を上り下りのルールとして、手すりを必ず持って上り下りしなさいとか、そういう対策をやって始めてほんとの抜本的な対策じゃないかな。

1カ月のうちに2件休業災害があるということは、我々企業としてはすごく重要なことなんです。そういう点においては、これはちょっと要因の追求と対策が弱いような感じがします。一回そこら辺はどんな内容が出たかを教えていただきたいと思います。

【JESCO（酒井副所長）】 副所長の酒井でございます。お答えさせていただきます。

まず1点目の階段でございますけれども、今、まさしくC委員からお話がありましたように、階段を下りるに当たって意識が少なかったというような精神的なものから、手すりを持って下りるといふような話、あるいは注意の掲示をするといふようなお話、そういったものもこの議論の中で出てまいりました。具体的にその階段のところには、今、注意喚起の掲示もさせていただいております。実は、なぜ急いで下りたかというのは、個人的な理由だったものですから、ちょっとここではお話は控えさせていただきますが、個人的な理由でちょっと急いで下りてしまった。そういう意味で、やはり何かをやる時にはまず落ち着いてといふような精神的な話もこの対策の議論の中では出てきたところですよ。

それからもう一つの自転車のほうでございます。自転車のほうも、まさしくおっしゃられとおいろいろ意見が出てまいりました。まず今回の原因の一つとして、どうも駐車場の中でスピードを出し過ぎたのかなとことが出てまいりました。そういったことを踏まえて、分離帯をつくるといふような提案も中にはありました。おっしゃら

れるとおりです。ただ、駐車場が広くないということもありまして、分離帯はちょっと難しい。そのために、それでは速度を落とそうということで、徐行するという形をとっています。具体的には時速8キロ程度で通行するというので、駐車場の中の自転車の速度をゆっくりにするというような話も出ております。それからまた、そういったものを具体的に掲示するというのもやっております。

さらに、ゆっくり走るというには、やはり表示だけではなくて呼びかけも必要だということで、運転会社が具体的に朝、通勤してみえる方々に対して駐車場付近に立って「スピードを落としましょう」というような呼びかけもやらせていただいたところでございます。

以上です。

【委員長】 私もC委員と同じようにお伺いしたいのですが、2名の方がこういう重大な事故に遭われて、現在、作業効率の点からも何か支障が生じていることはないですか？

【JESCO（石垣所長）】 それはございません。

【委員長】 それは、かわりの方が作業されているということですか？C委員がおっしゃったのは、限られたチーム要員の中で最大限、事故もなく皆さんお互いに協力しながら、PCBの早期処理に集中して作業していただくということですので、そのような職場の環境づくりをしていただくのが重要である、というのがC委員のおっしゃっていることと思います。

是非、そのような仕組みを考えてくださいということですが、いかがでしょうか？

【JESCO（石垣所長）】 貴重な御意見をいただきまして、我々としては、どのようにすればいいかというような中での対策はとったつもりではございますけれども、さらに今いただいた御意見を参考にして、どうやったら同じような災害が防げるのか、もう一度よく考えてみたいと思います。

【委員長】 よろしくお願いたします。C委員、よろしいですか？

【C委員】 今、委員長が言われたように、PCBを安全・安心な処理をすると同時に、従業員の方も安全・安心な行動、あるいは職場環境づくりを目指していただきたい。安全にはハインリッヒの法則という法則があるんですが、1件のこういう休業災害が起きると、その陰には29件の軽傷があり、ヒヤリとしたこと、ハットしたことが300件あるというふうに言われています。そういう観点で、もっと幅広い考え方で原因を追求して、そして抜本的な対策を打っていき、どんな対策をしたのかここの中に明記していただきたい。これは今言われて始めてわかるような内容では全然だめです。我々

としては、こういうことをやって、抜本的な対策はこういうことをやりました。もう二度と再発しませんという考え方をぜひ持っていただきたいと思います。

以上です。

【委員長】 ということは、委員会では引き続き報告していただくほうがいいですね。

【C 委員】 できたらしていただきたいです。この写真は対策をやった後ではないですね。

【JESCO（酒井副所長）】 いずれも対策する前の状態で撮った写真でございます。

【D 委員】 その点について、今回は処理棟内で PCB の処理に関する作業に従事しているときに負傷した場合に限るという方向へ持っていかうとしているんですけども、この判断をどのようにされたかを、この安全監視委員会でも報告いただいたほうがいいと思います。棟内での事故は全てという話なのか、PCB に関連したという作業がどこでどの時点で判断されるかという部分が理解しにくいということです。判断された後は報告しないというルールになっちゃいますので、これはどういうふうかなと思って最初お聞きしようと思ったんですが。

【JESCO（石垣所長）】 少なくともまず豊田市には全て御報告いたします。その上で、今、こういった公表基準を改正ということでさせていただいておりますけれども、通常は処理棟内でいろんな PCB に関連する作業、これは作業手順書を作成して、その作業手順に従った作業の中で何らか、例えばヒューマンエラー、あるいは間違いが起きて作業が原因で 1 カ月以上のけがをしたというような場合、こういったことを御報告をするということで、基準としては改定はさせていただいておりますけれども、基本的には、そのような事象が起きればもう全て豊田市には御報告をさせていただいて、豊田市との御協議になるケースもあるかもしれません。重大な災害ということであれば、当然、時間を経ないで公表するということももちろん必要なケースもあろうかと思いますが、そこは明確にどこで線を引くかということ、この線でというのは今、申し上げにくい状況ではございますけれども、しっかりその辺は今のような形で対応していきたいと思っています。

【委員長】 公表というのは、豊田市に報告した後、どこまでの公表ということですか？

【JESCO（石垣所長）】 公表というのは、先ほどの資料 19 ページ、これが公表基準でございます。一番右に「公表 JESCO」と書いてある欄がございます。区分 1 に該当する部分につきましては、まず速やかに報道機関へ資料を提供する。それと速やかに 19 自治区長へ報告または説明を行う等々、幾つかの項目がございます。これら

区分1が発生した場合の公表基準ということで、公表とは、ここの対応すべき項目を指して申し上げております。

【委員長】 公表というのは、この安全監視委員会では、ただ今のような通勤等にかかわるようなものは省くということですか？

【豊田市環境部（神谷廃棄物対策課長）】 今の回答になるかと思いますが、20ページの「対応・報告」という市側の情報提供の対応基準を見てください。

そのこのⅢの5、作業者の労働災害（4日以上の上休業災害）が発生し、または外部訪問者が傷病を負った場合、こういったときには、右側に書いてありますように、必ず直近開催の安全監視委員会で市の対応を報告するというので、皆様には必ずお話ができるような状況にはしてあります。

【委員長】 そうすると、何が変わるのでしょうか？

【豊田市環境部（神谷廃棄物対策課長）】 報道機関の部分は、さすがにこういったことがあるとそこまでということはどうかということもJESCOとも協議しておりました。

【委員長】 では、この委員会では今までどおり報告いただけるということですか？

【豊田市環境部（神谷廃棄物対策課長）】 はい、今までどおり報告させていただきます。

【委員長】 わかりました。C委員、よろしかったですか？

【C委員】 これは、PCB処理に従事している作業と、今回のPCB作業以外の労働災害との区分ですね。そして、これも関係なく4日以上の上休業災害は全部この委員会で報告するというふうな考え方でいいですか。

【JESCO（石垣所長）】 はい、この公表基準どおり報告することになっております。

【委員長】 わかりました。了解しました。

それでは、E委員どうぞ。

【E委員】 先ほどの話に戻りますが、2点確認させてください。

1つは、この白煙が発見されたのが13時35分で、消火器を持ってくるのに8分かかっています。一般的に初期消火するために必ず20メートルとかそういう範囲内に消火器を置きなさいというのがルールになってはいますが、上位者に報告してから消火をされています。ですので、本当に近いところに消火器が配置されていますか。

2つ目に、さらに14時まで20分かかっている間に職場の中に2回も消火器を発するという事は、よほどの白煙があったのか、遠慮なしにもう一回やれと言ったのかわかりませんが、2回目まで噴射をするということからすると、普通は館

内の人に避難を呼びかけるような非常ベルなり鳴らすような形になるかと思うんですが、こういうことは今回なかったんでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 巡回点検の中で白煙が出ているという状況で、周りまで白煙がもくもくと出ていて見通しがかなり悪いというような状況ではなくて、うっすら白煙が出ているという状況で、この資料にも書いてございますが、炎等々については確認はされておりません。ただ煙が出ているという状況で、消火器をすぐに使うのかどうかという判断というのは、煙だからすぐ消火器というふうには多分ならないと思います。現場のほうで確認した上で、消火器を使用した。1本消火器を使った段階で、まだ多少の白煙があったということで、念のため2本目の消火器を使用したということでございます。

それで当然、各エリア、万が一のときを想定した上での消火器というのは、現場各所に配置をしておりますので、その消火器を取りに行くまでの時間が長かったというよりは、消火器を使うまでの判断にちょっと時間を要したというような状況だというふうに考えております。

それと、ここの施設は火災感知器が各所に設けてありまして、基本的には火災を感知すれば警報になるというふうなシステムでございます。ただ、現実的には、その白煙自体がそれほど大きな白煙でなかったということ、なおかつ1本目の消火器を使って煙がある程度おさまったものの、若干まだ立ち上がっているのを念のための2本目ということでございましたので、火災というまでの判断ではなくて、その段階で何とかおさまらさうという判断があったということだと思いますけれども、そういった中で非常ベルを押すというところまではいかない状況という判断だったということになります。

【E 委員】 少なくしたいという気持ちはよくわかるんですが、燃えるものがたくさんある建物なので、可能性としてのことでもう少し早く、例えば非常ベルを鳴らさなくても、もう少し、何か周囲に声をかけるとか、そういうのがあってもいいんじゃないかと思われましたのでお聞きしました。

【JESCO（石垣所長）】 該当エリアは攪拌洗浄エリアでレベル3でございますので、中で巡回で発見した者も化学防護服を装着して、マスクも全部フル装備でやっておるという状況でございます。その段階で白煙を確認したという中で、そのような装備をしているという中での連絡というのは、ちょっとやっぱり時間がかかったということがございますので、そういった中では迅速には対応できたのかなというふうに思っているところでございます。

【E 委員】 ありがとうございます。

【委員長】 ただいまの御意見をよく参考にされて、まだ現在、原因を追求中ですので、危ないものだという認識を十分持っていただいて、皆さんへの周知徹底、消火器の配置とかを考えられて、安全を目指していただきたいと思います。

そのほかいかがですか。

はい、どうぞ。

【環境省環境再生・資源循環局（成田廃棄物規制課長）】 先ほど委員長と C 委員からお話のあった労災対策についてですが、これはぜひ環境省としてもお願いしたいというふうに思っております。

先ほど委員長もおっしゃいましたように、安全操業というのは、労災の防止も含めた安全操業が大前提でございますので、そういう意味でしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

それから、私どもの立場で申し上げますと、産業廃棄物行政全般を所管しておりますが、やはり産業廃棄物業界というのは非常に労災が多いということで、それが問題になっている業種なんです。JESCO というのは当然皆様、認識されていらっしゃるように国策会社であるからこそ、より高いレベルでの労災対策というのをしっかりやっっていかなければいけないというふうに思っております。そういう高いレベルでの労災対策をしっかりやっていくことによって、産業廃棄物処理業の模範になるとともに、地元の皆さんに安心していただけるようなしっかりした PCB 処理ができるというふうに思っております。

本件について、当然これは本社に報告しているとは思いますが、個別の問題はともかくとして、ぜひ経営レベルでしっかりと労災対策に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

【委員長】 どうもありがとうございます。皆さんの志気を高めつつ、かつモラルを守るように指導・教育を徹底してやっていただきたいと思います。よろしく願います。

【F 委員】 先ほどの説明の中で、掘り起こし作業という言葉が出ました。各縣市、この掘り起こしの件数はどこで見ればわかりますか。例えばトランスは何台、コンデンサーは何台、どこの県でどれだけ出て、その進捗状況はどういうふうになっていきますかということで、資料はどこで見ればいいですか。

もう一つ、22 ページの下から 2 行目にこういうことが書いてあります。「出し渋りなどにより JESCO への処理委託がおくれた場合には、処理完了が今回の予測よりお

くれることが考えられます。」と書いてあります。これはどういう意味で書いてあるかちょっと理解に苦しみます。

各県とも掘り起こしをやりますね。どの県でトランスは何台、コンデンサーは何台ということで、危険物のそういったものの台数が出てくればいいんですが、そういうふうな中でこの言葉が出てきたのかなという気がしたものですから。出し渋りなんてあるんですかね。

【JESCO（石垣所長）】 ちょっと書き方が悪かったのかなと思いますが。

【委員長】 ただ今、F 委員がおっしゃったように、地元の方からすると非常に不安な表記でして、JESCO のお立場からすると、出てこなければ自分たちは何もできないんだ、だからそれはもう自己責任でやってもらうしかないんだという、ちょっと開き直りのようにも聞こえてしまいます。今日は各関係県市の皆様が出ていらっしゃるの、この際こういう議論が進むということは非常に良いことだと思いますが、本来、それはどこかに責任を持ってもらわないといけません。JESCO も一蓮托生として一緒に責任を背負っていただきたいと思います。そうであるならば、このような表記は出てこないのではないか、というのが F 委員のお立場だと思います。

【JESCO（石垣所長）】 出し渋りという言葉はちょっと使い方がまずかったかなというふうに思っております。先ほど御説明いたしました長期処理計画、これは、あくまで豊田事業所の処理能力を駆使すればこれだけの処理ができますということでの計画を進めさせていただいております。ただし、実際には保管事業者は、例えば今年度はお金がないけど来年度ならお金は用意できるよとか、あるいは多量保管事業者は、まだたくさん残っているので、今年度は何台、来年度は何台と処理を計画されている保管事業者もおられます。そういった意味で、ここに御提示をしたのは、能力をベースに処理した場合のことを書いておまして、出し渋りということは、そこを包括した意味合いでございます。

【委員長】 今日は非常にタイミングが良かったと申し上げたのは、このご意見は本日まで出席いただいている関係各県市に対する発言でもあると私は思っています。今日ご出席のオブザーバーの皆様に対しては厳しい発言であり、そのようなことを JESCO が言っている、安全監視委員会も思っている、というふうに皆さんにご理解いただければ幸いです。

【JESCO（石垣所長）】 そこは重々我々としてもしっかり取り組むべきところは全力で取り組んでいきたいと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。

では、時間がまいております。またのちほど全体を見直すこともありますので、先に次の議題に進めさせていただきます。

次は議題（２）「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」ということで、事務局より御説明をお願いします。

【豊田市環境部(神谷廃棄物対策課長)】 資料２の１ページをご覧ください。まず１、豊田 PCB 処理施設への立入検査の実施状況について先に説明させていただきます。

前回の安全監視委員会後（平成 30 年 3 月 20 日から 8 月 31 日まで）において、本市は JESCO 豊田 PCB 処理事業所へ計 8 回の立入検査を行いました。立入検査の概要をその下の表 1 に記載させていただいております。主なものを説明します。

表 1 の①、平成 30 年 3 月 30 日に PCB 廃棄物の受入作業時の確認を行いました。これは、前回の安全監視委員会で御報告させていただいたとおり、ことしの 2 月 13 日、三重県の収集運搬業者である株式会社ティー・エス・ケーが PCB 廃棄物を JESCO へ運搬する際に、本市との協定で定められた運行経路を逸脱した事例が発生し、本市で指導を行いました。その後、3 月 30 日、株式会社ティー・エス・ケーが JESCO へ PCB 廃棄物を搬入する機会がありましたので、搬入作業の確認を行いました。その結果、運行経路は計画書どおり適切でした。そのほか、運搬容器への廃棄物の固縛状況や携行書類等も確認しましたが、不備はありませんでした。

次に、平成 30 年 7 月 2 日には、先ほど JESCO から報告のありました攪拌洗浄エリアからの白煙の報告を受けましたので、立ち入りを行い、状況を確認しました。

また、同年 7 月 23 日には、行政検査として排出ガス中の PCB 濃度測定を実施し、排出管理目標値が遵守されていることを確認しました。

同様に、同年 8 月 24 日にも、行政検査として排出ガス中のベンゼン濃度及び処理後の素子の PCB 濃度の検査を実施しました。こちらは現在、結果待ちの状況です。

2 ページをごらんください。2 の事故・トラブル発生時の情報提供・対応基準の変更につきましては、先ほど御説明をさせていただいたとおりです。

3 の東海 4 県エリア関係区市への訪問についてです。平成 30 年 5 月から 6 月にかけて、PCB 廃物処理に係る東海地区広域協議会の事務局である愛知県を始め、環境省中部地方環境事務所及び一部関東地方環境事務所、JESCO、豊田市の各職員で、東海 4 県エリアの関係区市を訪問し、早期処理に向けた要請を実施しました。

詳細は、次の議題である（３）「PCB 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会からの報告について」の中で愛知県から報告させていただきます。

次に、3 ページをごらんください。こちらは、JESCO への立入状況の写真を掲載さ

せていただきました。

説明は以上になります。

【委員長】 それでは、ただいまの御説明につきまして何かございますか。

よろしいですか。それでは、先に進めてよろしいですか。

続きまして、先ほどお話がありました議題（３）「PCB 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会からの報告について」ということで、愛知県からお願いいたします。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 ただいま紹介いただきました愛知県環境部廃棄物監視指導室長の吉田と申します。

愛知県は、先ほど豊田市のほうからも御紹介がございました東海地区広域協議会の事務局を仰せつかってございます。それを踏まえてですけれども、大きく２点御報告させていただきたいと思っております。

まず１点目は、資料３－１の平成２９年度第３回豊田市 PCB 処理安全監視委員会後の広域協議会の取り組みについてでございます。

まず、ことしの５月から６月にかけて意見交換会を実施しました。先ほど豊田市からも御紹介いただいたとおりでございます。５月２９日（火曜日）、静岡県、静岡市を皮切りに、６月５日、三重県と、この５日間に駆け足で関係の自治体を回らせていただきました。

内容は、各自治体における掘り起こし調査の実施状況と課題等を把握し、共有するためということでございますけれども、広域協議会事務局である愛知県等で回って直接意見交換をしたものでございます。その概要は、資料の中ほどの表のとおりでございます。

意見交換会の実施に当たりましては、事前に各自治体から掘り起こし調査に関する課題、それから各自治体への質問事項、こういうのを照会しました。集められた質問事項を再度事前に各自治体のほうに展開しまして、５月２５日から６月５日の間に意見交換会の場で議論したというものです。

具体的には、PCB 廃棄物の掘り起こしに効果があった施策、こういったものはどういったものがあったのか、それから郵送物が届かないなどかなり連絡がとりにくい、とれないような事業者に対して、どのように PCB 廃棄物の保管の有無を求めていけばいいのかというようなことが議論の対象となりました。

自治体ごとにそれぞれやり方を皆さんに披露していただいて、自分たちの自治体に合ったやり方をその中で採用するというようなことで意見交換をしたものでございます。

このとりまとめにつきましては、後ほど御説明させていただきます広域協議会の場において情報共有をしてございます。

このほか、掘り起こし調査についてはできるだけ前倒しで完了するよう依頼してございます。

次に、8月8日に平成30年度第1回広域協議会を開催しました。議事録をその裏面に別紙として付けさせていただきますのでご覧ください。

まず1点目、PCB廃棄物処理事業の進捗状況等についてでございます。先ほどJESCOから御説明がございましたけれども、平成29年度の処理量は、コンデンサー類が過去最高であったこと、それから少量保管事業者については、重点搬入期間等を増やし処理を加速していくなど、こういったような説明がございました。

次に2点目、今後の東海地区PCB廃棄物処理についてでございます。これも先ほど同様、JESCOから御説明がございましたとおり、掘り起こしにより新たにPCBが見つかることによる処理量増加の取り扱いについて、各自治体のほうから掘り起こしで新たに見つかった処理量の増加について疑義がいろいろ出まして、これについては広域協議会の中でもこの取り扱いについて引き続き検討していくというようなことになってございます。

次に3点目、PCB廃棄物早期処理促進に向けた取り組みについてでございます。環境省のほうから、専任の職員を配置し地方環境事務所の強化を図っていくこと、掘り起こしに関して専門家の派遣等の支援をしているので利用していただきたいというような御説明がございました。

次に4点目、本日の会議で報告する内容についても議論しました。この結果、掘り起こし調査については、後ほど説明します資料3-2により進捗管理するということで報告することとなりました。

最後になりますけれども、JESCOからPCB廃棄物収集運搬業者の緊急通報訓練の実施について説明がございました。また岐阜県からは、夜間休日の緊急時連絡体制を用いた連絡訓練について説明がございまして、この訓練を10月11日に実施するということになっています。

以上、前回の安全監視委員会以降の広域協議会での取り組みについての御説明でございます。

続きまして、2点目の報告になります。資料3-2でございますけれども、掘り起こし調査の進捗状況と今後の進捗目標について御説明させていただきます。

具体的な進捗状況等につきましては、本日は関係の6市の皆さんもお越しください

ておりますので、後ほど各自治体から説明させていただくこととして、まず私からは、この表の見方について御説明をさせていただきます。

実は、前回の安全監視委員会で平成 30 年 1 月現在の進捗状況について御報告させていただきましたけれども、今後の取り組みについてロードマップでどういうふうに進めていくのかということを作成し、進捗管理をするようにという御意見・御指導がございましたので、これ踏まえたものとなっております。

それでは、表の見方でございます。一番左に自治体名、その隣が調査対象事業者数でございます。これは自治体ごとに、一番上の岐阜県が 1 万 3,768 と書いてありますけれども、これは経済産業省が所管しております電気事業法に基づく自家用電気工作物設置者リスト、こういったものから調査対象の事業者数を計上してございます。

その右側が、3 段書きになっておりますけれども、回答事業者数（期間内）、それからその下が回答事業者数の累積、トータルの数です。それから進捗率という区分で、一番左側が平成 29 年度末までの状況。それから 30 年度につきましては、平成 30 年 6 月までの最新の状況と、それから 30 年 7 月から 31 年 3 月までの予定、30 年度につきましてはちょっと 2 つに分けてございます。これ以降は、31 年度末の予定、32 年度末の予定、さらに 33 年度末の予定というような表になってございます。

その右が、調査完了予定日ということで、各自治体の調査完了予定日を記載してございます。

あと備考でございます。

こういうような形で表を作成させていただいております。

それでは、自治体からそれぞれの掘り起こし状況の進捗率と今後の目標について御説明させていただきますけれども、まず愛知県のほうから説明させていただきます。

愛知県は上から 6 段目のところですが、調査対象事業者数でございますけれども、2 万 7,874 件、これに対しまして平成 29 年度末までに 1 万 8,201 件、率でいいますと 65% の進捗率でございます。

次の最新でございます平成 30 年 6 月では、ここからさらに 1,605 件回答をいただいて上積みしてございます。進捗率は 71% となっております。

今後の予定になります。今年度については、郵送物が届いたけれども回答をいただけない事業者、こういった人たちに働きかけを行うこととしております。来年度については、これに加えて郵送物が届かない事業者、アンケート調査をやって相手に届かない、いわゆる未達の事業者ですけれども、そういった人たちの連絡先の確認調査を行って、残った事業者についても平成 32 年度中の早い段階で対応しまして、32 年

度6月までに調査を終了する計画としております。

以上でございます。

では、続けて岐阜県から順次よろしく申し上げます。

【岐阜県環境生活部廃棄物対策課（坂井田技術課長補佐）】 岐阜県廃棄物対策課の坂井田と申します。よろしく申し上げます。岐阜県の状況を御説明します。

岐阜県は、調査対象事業者数1万3,768件で、平成29年度までに1万1,181事業者、率としましては81%が完了しています。6月までにおいては173事業者で、率としましては82%まで上がっています。

今年度ですが、PCB廃棄物処理推進専門職というものを2名雇用しまして、昨年度までの調査で調査が必要であるという未達事業者に対しての現地訪問調査を実施しております。

来年度は、未達じゃなくて未回答の事業者について、同じように訪問調査を実施するという事を予定しております。

以上です。

【静岡県くらし・環境部環境局（井上廃棄物リサイクル課主幹）】 それでは、静岡県でございます。静岡県はこちらの表の上から3行目になります。

調査対象事業者数は1万9,267件、29年度までに1万4,152件、約73%の回答率でございます。今年度6月までに1万4,211件、およそ74%の回答率になっております。

今後は、未達及び未回答の事業者に対しまして働きかけを行っていきまして、32年度中に100%となるような計画となっております。

以上です。

【三重県環境生活部廃棄物対策局（池田廃棄物・リサイクル課班長）】 三重県の状況ですが、調査対象事業者数1万2,774件ということで、計画については、ここに記載してあるとおりです。

現在、私どもは未達事業者、調査票が届かないところにつきましては、職員が直接訪問して、建物の状況等を確認している状況です。

回答をいただけてないところにつきましては、直接職員が電話を順次かけておりまして、今、感覚としては、2カ月で1ポイントずつ進捗率が上がっているような状況です。ですので、少し厳しい状況ではありますが、この記載してある進捗状況を目標にして進めていきたいと考えております。

以上です。

【静岡市】 静岡市です。よろしくお願いします。

静岡市は、上から4番目になりますけれども、調査対象の事業者数が5,152件に對しまして、29年度末に3,267件の約63%となっております。直近の30年6月ですと3,409件になっておりますが、今、現在、私ども係の職員で手分けをしまして、もう個別に未回答者に対しては連絡をして、調査状況、発見状況について順次確認をとっているところでございます。

先般もこの掘り起こし調査の回答をいただく中で、高濃度の発見につながったことがありましたので、それについては、JESCOと合同の立ち入りをしまして、登録と処理のスケジュールというのを話した関係もありましたので、今後も継続して進めていきたいと考えております。

【浜松市】 浜松市でございます。浜松市につきましては、今の静岡市の1個下になります。調査対象事業者数は5,222件、進捗については、こちらの表に記載してあるとおりですけれども、今年度から、アンケート調査に御回答いただいている事業者についても、直接それぞれ1件1件職員が訪問をし、回答をいただく、もしくは現場で可能な限りの調査を行っております。

先ほど御指摘のありました出し渋りという方も中にはいらっしゃいますので、そういう方につきましては、JESCOの方と同行いたしまして早期処理をお願いしているという状況でございます。

以上になります。

【岐阜市】 岐阜市です。よろしくお願いします。

自家用電気工作物設置事業者を主とした調査に対する取り組みといたしまして、数字的なものは表のとおりになっております。当市においては、調査のほうは全て直営で職員みずからが実施しており、該当者に対して電話、郵送等はまだ全て終わっているのですが、それでもなかなか回答がいただけないという事案が多数ございます。よって、電気主任技術者が実施する保守点検日に合わせて訪問するなど、事業者に回答をいただく形をとるようなことを夏の間の実施し、その結果、若干の上積みができ、ようやく80%を超えました。まだまだこれからさらなる努力が必要と考えています。

その一方で、未回答事業者が多数みえまして、実際には何かと申しますと、高齢等の理由によりまして既に廃業して保守点検をしていないという方が存在します。そういった方につきましては、親族等の関係者に連絡をさせていただいて、こちらからもアポイントをとって、それで期限内の漏れがないように対応していくという方法で実施しております。

その場合、全国に親族がみえるというケースもございますので、JESCOさんに御協力をいただいて早期処理対応をしています。

また、処理の進捗状況につきましては、先ほど JESCO の資料 4 ページにございましたとおり、岐阜市は登録済み未搬入コンデンサーも 35 台となり、ようやく当初の 10 分の 1 程度まで処理を進めてきたところですが、先ほど委員の御指摘があったとおり、登録済み未搬入及び未登録の機器がございまして、ほとんどが使用中です。今後は、電気主任技術者と連携しながら対応していきます。

いずれにいたしましても、資金面等で処分が難航する事案が多数存在するのは事実ですが、迅速かつ確実な対応により、特に JESCO とか電気関係の方と御協力しながら進めていきたいと思っております。

私どもからは以上です。

【名古屋市】 名古屋市も、数字的にはごらんのとおりです。

今、重点的なのは、アンケート調査が未達だった方のところに出向いて存在を確認するというのを重点的にやっています。あと体制的なところでいうと、今年度、期限が迫っているということもあって 1 人増員しています。来年度に向けても、安定器のほうが期限が差し迫っていることもありますので、そちらの体制強化等もしながら、粛々と早く作業を進めていくということで体制強化を図っているところでございます。

名古屋市は以上です。

【豊橋市】 豊橋市です。変圧器とコンデンサー等の掘り起こし調査を平成 28 年度から開始しています。平成 26 年に環境省から配付された経済産業省から提供を受けた自家用電気工作物設置事業者リストに基づいて開始いたしました。

平成 28 年度には、平成 26 年度データにより 1 回目の調査票を送付し、架電調査と再度の調査票の送付によりフォローアップ調査によって、70%以上の回答を得ました。

次に平成 29 年度には、さらに平成 28 年度に環境省から自家用電気工作物設置事業者のリストの提供があったので、それらを精査した結果、新たな追加対象者を加えて、28 年度の未回答事業者に対して調査票の送付、架電、さらに調査票の送付、そして回答の催促はがきを送付する調査を行いました。その結果、29 年度末には追加分を含めて全体として 80%以上の回答がありました。

平成 28 年度と平成 29 年度の調査は、ともに掘り起こし調査の結果を随時委託の業者から報告を受けて、高濃度 PCB 含有変圧器・コンデンサーの保有事業者には、早期処理と適正処理の指導を実施しています。

次に平成 30 年度には、調査に非協力的な事業者に対する調査になることから、未

回答事業者の中で変圧器やコンデンサーなどの定期的な点検を中部電気保安協会に委託している約 200 事業者の調査を予定しています。中部電気保安協会の担当者が定期点検の実施をする日にその事業所の調査をしてもらうという内容の委託を中部電気保安協会にする予定です。中部電気保安協会以外の電気保安法人等に委託している事業者については、調査票の送付と直接の訪問調査を併用した調査を考えています。

今後、随時掘り起こし調査の結果を確認して、高濃度 PCB 含有変圧器とコンデンサーの判明がありましたら、早期処理と適正処理を随時実施していく予定です。そして、平成 32 年度までには掘り起こし調査を完了する予定です。

以上です。

【岡崎市】 岡崎市でございます。下から 2 つ目になりますが、調査対象事業者数としましては 1,235、そのうち 1,150 の方に回答をいただいているという状況でございます。進捗としましては 93%、残りは 7%になりますが、来年度いっぱいを目標にその 7%を埋めていくという予定であります。

以上でございます。

【豊田市環境部（神谷廃棄物対策課長）】 豊田市です。本市は、平成 29 年度終了時点であと 1 件となっております。この 1 件については、電話及び 2 度の現地訪問をしましたが不在であり、事業を行っていない様子でありました。これ以上フォローアップは不可能であるため、文書による最終通知を平成 30 年 4 月に行ったところ、本人から入院中であったという返事があり、再度本市が現地立ち入りをし、JESCO で処理をするべき高濃度 PCB ではないことを確認しました。

結果、本市は自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査について、現時点で完了していることを報告します。

以上です。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 各自治体からの報告は以上です。

それから、ちょっとお謝りをさせていただきたいんですけども、実は前回の安全監視委員会の席で、自治体のほうから PCB 特措法に基づく将来の処理計画というのをお見せさせていただきました。そこで、昨年度の届出からですけども、事業者のほうにいつまでに処理するんだよという欄を設けて、それについて記載していただいたものですので、それをとりまとめた結果ですけども、不明と、時期がいつになるかわからないと回答した人が余りにも多過ぎた。それから時期が 31 年度から 34 年度までと具体的に書いた人と不明と書いた人を足し合わせた数と、JESCO が出された長期

処理計画との数にかなりの差があったこと、こういったことを踏まえまして、現在、JESCOの方で行っていただいているんですけれども、PCBの届出の登録状況とJESCOの登録状況、その突合作業をやって、その成果について各自治体のほうにきております。

今、その整合作業を進めているところでございます。そういった観点から、ちょっと本日にはその資料の提供は準備することができませんでした。その作業についても、かなりの時間がかかりますので、そういったところを御容赦いただきまして、本日の資料として自治体側の処理計画というのを出せなかったということだけ謝らせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま愛知県と各自治体からの御説明がありましたが、皆様のほうから何か不明な点、あるいは御質問等ありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

【G委員】 各県いろいろ苦労されているのはわかるんですけれども、申しわけないんですけれども、例えば静岡県の例では、ことしの6月までに59件掘り起こしましたと。この7月から来年の半年間で1,900件をやろうとされておるわけですが、これでいくと今までの何倍ですか。では、7月にどれだけ実績があったのかとか、月単位でフォローしていかないと、終わってしまってまた翌年の数がふえるだけではないかという、見るからにそんなふうに思われてしょうがないんですけれども。例えば1,900件のうち7月は何件出ましたか、実績も当然つかまれていると思うんですが。

【静岡県】 すみません。具体的な数字は把握できていません。

【G委員】 それではもう全然話にならないですね。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 私のほうから、愛知県も、実はこういうふうなシミュレーションをしております、どれぐらいの数が把握できるかというのははっきり言って大づかみです。愛知県も4月までに1,600ということなんですけれども、これもやはり関係団体の人たちの御尽力をいただいてかなりの数をカウントしております、まだ我々の実際の職員の電話連絡、それから立入訪問での件数というのは、余り実際、数が上がっていないのは事実です。

ただ、こういった状況の中で、私どもも6月以降については、未回答者のリストを実際には出先機関のほうにリストを提供して、電話連絡、それから立入訪問をする予定です。

【G 委員】 それはわかりますが、今のお話だと、来年3月になった時点で達成できる見通しはほとんどないと思っていいんじゃないですか。ちょっとフォローの仕方が余りにも大雑把過ぎると思うんです。

郵送だけで済むところは大体すつときているわけですから、大変な事業者が残ったわけですね。今からの最後が一番大変だというのはよくわかるんですけども、例えば1人増員しましたからこれだけよくなりますと言われても、ちょっと信用できませんよね。例えば100人ふやしましたというなら、まだ何とかその感じはわかるんですけど、1人ふやしました、2人ふやしましたで大丈夫ですか。心配の余り言っているだけですけども。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 私どもも、この調査対象事業者数を全てやはり回答させるというのが、我々にとって大きな目標でございます。確かにロードマップということで我々の目標はこれぐらいまでやるよということで記載させていただいておりますけれども、各自治体で、それなりの根拠は持っていると思いますけれども、この数字が達成できるようしっかり自治体の目標として管理していきたいと思っております。

【G 委員】 だから、ぜひ月単位でやってください。7月に何件中何件、8月は何件中何件できましたと。

【E 委員】 この今の件は、どこまでできたかを第2回で一回報告してください。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 今回、表の中で31年3月までという数字が書かれておりますので、この数字とそれから実際の数ですね、3月ですと2月分までしかないかもわかりませんが、そこまでの把握した数字については、できるだけ間に合うように次回の会議では出せるようにいたします。

【E 委員】 あともう一ついいですか。

先ほどの説明の中で、岐阜市だったかと思っておりますけれども、高齢者の方でちょっと判断がつかないとか、あるいは現在まだ使用中でして何ともならないというのがありましたけれど、ある意味でこれは爆弾と同じようなイメージなんですよ。不発弾が残っている。それを処理するようなつもりでやってほしいんですけど、高齢者だからどうだとか、使用中だからどうだというのはなくならないです。だから、なくすために次に何を手を打つかということを考えるのが皆さんの仕事であって、フォローすることも確かに大事だけど、この今の使用中という人についてどうやって対応するんですか。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 自家用電気工作物の使

用中のものについては、経済産業省の電気事業法の中の所管になるんですけれども、そこでもやはり PCB 含有の使用製品につきましては、この処分期間に合わせて使用を中止して廃止しなければならないというような規定になってございます。ですので、所管省庁の話になるとちょっとややこしいですけれども、経済産業省からは、こういう現在使用している PCB 含有工作物の使用者に対する指導はされているものというふうに認識しております。

【E 委員】 具体的に使用中のものを、新しいモーターにかえるのか、トランスにするのか知らないけれど、そういうことについての具体的な計画を、案でもいいから使用中のところについてこういうふうにしますということを説明してくださいよ。それをひとつ横展すれば、同じような問題で悩んでいるところが皆それなりに解決するんじゃないですか。ただ使用しているからできませんではなく、ここの場では、それをなくすためにどんな努力をしているかということを知りたいんです。

【委員長】 回答させるだけではなく、次のステップのハードルはさらに高いですので、それを心配されているんですね。先ほどお話があった、いつまでに登録していただけるのか、あるいは処理していただけるのかを聞いたら、とんでもなく後ろのほうだというお話がありました。私の個人的な意見ですが、その聞き方は良くないと思います。「いつまでにやってもらいます！」と、なぜ強権を発揮していただけないのですか？アンケートをやっているような悠長な話ではないと思いますけど・・・。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 事業者の PCB 特措法に基づく届出というのは、毎年6月に出す決まりがあるんですけれども、今回、これまでの集計結果を見て、年度を後回しにされていたり、それから未定ということが多かったものですから、今回の照会に当たっては、「処分期間がもう決められている。この期間を超えると処分できなくなっちゃいますよ」ということを重々明記しまして、それで「不明と書かずに具体的な年度を記載すること」、さらに「前倒ししてでもできるだけ早く処理すること」というようなことを添えて届出書の提出依頼を出しておりますので、そういった結果を待ちたいと思っております。

【委員長】 先ほど岐阜市の方の説明をお聞きし、かなりの努力をなさって掘り起こしされ、説得にも出かけていらっしゃると思えました。自治体ごとに、熱の入っているところと、それほどでもないというように、温度差があると思います。協議会の中でどのようにして皆さんが歩調を合わせてやっていただけるのかを議論するのが、本来の目的じゃないかなと私は思いますが、いかがですか？

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 御指摘のとおりです。

本当にありがたい意見だと思います。

【委員長】 愛知県がその旗振りをやっていただけるならば、もっと厳し目にやっていただきたい。皆さんは不安に思っておられるのです。この数字を見ただけでは、単なる数字のお遊びじゃないかというふうに思われているのですよ。

豊田市のほうはこれで終わったような感じですが、これまでの進め方についてのノウハウは、協議会のほうに説明されていらっしゃるのですか。

【豊田市環境部（青木廃棄物対策課副課長）】 廃棄物対策課の青木といいます。

今年、先ほど説明がありましたとおり愛知県が音頭を取っていただきまして、県市にお願いに行っまいりまして、この辺の皆さんの困っている状況を共有してきたところでございます。

特に各自治体のスケジュール感がちょっと違うというのもありましたので、そこは一刻も早くやってほしいという豊田市の立場をお伝えしながら、遅くなればなるほど処理ができなくなるという状況もお伝えしまして、早期処理を皆でやっていくということは共有できたかなというふうに考えております。

静岡県の例もありましたけれども、まだ郵送でドンと送るようなことをやっているところもありますので、今は 59 件かもしれないませんが、年間のスケジュール感はしっかりと広域協議会のほうで進捗管理をやっていただけるというふうに考えております。

豊田市も実際、終わったわけではなく、2 件まだ使用中の事業者もいますし、134 台の台数を持ってらっしゃる方もいらっしゃって、そこには足しげく通って処理をお願いするという仕事が残っていますので、これは皆さんで共有しながら一刻も早くということで進めていきたいと思っております。

【委員長】 そうですね、まだ回答が得られただけですからね。皆さん同じ立場ですので、協力し合って、愛知県を中心に皆さんをとりまとめて、できるだけ早く進めていただけるようにお願いします。

今後も、きめ細かく状況を聞かせていただくと思いますので、その辺を踏まえて、現実的な計画を立てていただきますようお願いいたします。

【G 委員】 これは罰則というのはいないんですね。

【豊田市環境部（青木廃棄物対策副課長）】 まずは行政処分をかけて、行政処分に從っていただけないところには、罰則があります。

【E 委員】 行政代執行して取り上げたらどうですか。そのぐらいのつもりでやらなきゃ、相手は本気じゃないですよ。

【豊田市環境部（青木廃棄物対策副課長）】 それをちらつかせながら立ち入りをして

いるわけではありますが。

【E 委員】 ちらつかせなくても、31 年までに全部代執行しますと言ってくださいよ。そのぐらいでやらなきゃ全部できないです。

【委員長】 処理期限はもう目前に迫っているのです、その危機感が伝わらないと、「赤信号皆で渡れば怖くない」になってしまうのを恐れます。その頃になって、急に一拳に出されても・・・。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 本当におっしゃるとおりだと思います。自治体のほうでもそういう危機感を持っておりますので、各自治体それぞれですけれども、立入件数をふやしたり、また電話連絡によって回答を求めたりということを精力的にやっております。こちらに書かせていただいた目標を達成するよう各自治体一生懸命頑張っておりますので、また次回にその結果について御報告させていただきます。

【委員長】 皆さんは同じ苦しみを共有していらっしゃると思います。個別に批判をしているとかということではありません。豊田市が先行しているのです、豊田市の例を見ていただきながら、参考にさせていただきながら、こういうふうにすると回答率も上がるし、登録台数も上がるのだ、というように皆さん同じ土俵で一緒に協力してやっていただければと思います。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 どうもありがとうございました。

【委員長】 ほかに何か御意見ございますか。

【C 委員】 この協議会の資料についても、大分わかるようになってきたことはお礼申し上げます。私の意見をよく展開されているなと思います。

それからもう 1 点は、質問を出そうと思ったんですが、事務局のほうから言われました。種類と台数の表を出してくださいというのも確か以前言ったと思います。これは先ほど言われた内容で理解していきたいと思っております。

今、感じているのは、先ほど挨拶の中で出ました残り 3 年 7 カ月しかないんですけども、この 3 年 7 カ月というのは、あっという間にきちゃうんです。この事業が始まってもう 10 年以上経ちました。これもあっという間でした。委員長と私も最初の頃からこの監視委員会に携わってきて、ほんとあっという間でした。3 年 7 カ月というのはそれよりも短い期間なんです。そこのところをもう一度自覚していただきたい。先ほどの行政代執行、これは法律の期限がきてからしかできてないんです。そういうところも加味しながら、いつどういうふうにするかというのは皆さんの共有化を持っ

てやっていただきたいという感じがします。

それからあとお願いしたいのは、まず1つは、もっと前倒しをしていただきたい。これは先ほど言ったもう期限がないという自覚を持って前倒しをもっとやっていただきたい。特にこの平成32年度の静岡県と名古屋市、まだ4桁代ですよ。この年で4桁代ということは、調査対象の32年、33年の年度を切れちゃうんですよ。絶対そうなります。だからこの2県市については、もっと自覚を持ってやっていただきたい。これは前倒しでやっていただきたいということを検討してください。

それから2点目は、先ほど意見で出ましたが、この表も前から進歩しています。さらに進歩するためには、細分化、毎月でも2カ月に1回でもこの表がどんどん、どんどんローテーションして数字がふえていくということを考えて、わかりやすくこの表もつくっていただいて、そして掘り起こしの活動をもっと積極的にやっていただきたいという感じがします。

この前倒しの内容と細分化の資料も、次回でいいですからもう一度、どういうふうにするかということ協議会の中で検討していただいて、早くやるということを検討していただきたいと思います。

以上です。

【愛知県環境部資源循環推進課(吉田廃棄物監視指導室長)】 ありがとうございます。本当に委員の言われるとおりだと思います。前倒しして少しでも早く回答を求め、そしてまた持っているというふうに回答している事業者に対して、積極的に登録して処分しろというような働きかけは、我々も3年7カ月という短い間にやっていかないといけないと思います。しっかり進行管理をしていくということを検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【C委員】 処理完了が3年7カ月ですからね。調査完了ではないですから。そのところを間違えないようにお願いします。

【愛知県環境部資源循環推進課(吉田廃棄物監視指導室長)】 そうですね、掘り起こしの先にまだ処理がございます。事業者への適正処理の働きかけもございますので。ありがとうございます。

【委員長】 前回のときに比べて、今回は努力されています。それも評価してあげていただきたいと思います。今後に期待しましょう。よろしくお願いします。

ほかにはよろしかったでしょうか？

では、次に議題(4)「PCB 廃棄物の早期処理促進に向けた国の取組について」ということで、環境省から説明をお願いします。

【環境省環境再生・資源循環局（亀井廃棄物規制課長補佐）】 環境省廃棄物規制課の亀井です。資料4について、時間も超過しておりますので、簡潔にポイントを説明させていただきます。

早期処理に向けた国の取組ということでございます。まず1ページでございますのは、地方環境事務所の体制強化ということで、自治体の皆様で行っていただいております掘り起こし調査ですとか、保管事業者に対する指導を支援するために、地方環境事務所の体制を強化しております。特に平成29年度からは、PCB廃棄物推進に係る専任の任期付職員を各事務所で採用しております。

具体的には、電気機器関係や廃棄物関係など専門性を備えた職員を採用しております。自治体、関係省庁、JESCO等々の有機的な連携を図るほか、自ら事業者指導等も実施していくということをしております。

現時点では、まだ先行する中国・四国地方、あるいは九州地方に比べて、他の地方環境事業所の定員は限定的ではございますが、これから本格化していく取組に対応できるように、引き続きさらなる体制の増強を図っていくこととしております。

2ページでございます。掘り起こし調査の支援ということで、自治体の皆様が掘り起こし調査を実施するに当たって支援をしております。

1番目としては、PCB全般に関する相談窓口の設置。それから2番目として、掘り起こし調査の問い合わせ対応。それから3番目としまして、現地調査や立入検査をされる際に、現場におけるPCB含有機器の見分け方とかそういったところについて専門家をつけて支援をするということも行っております。それから4番目、5番目としまして、自治体担当者向けの説明会や事業者向けの説明会に専門家を出して支援をしているところでございます。

3ページは、先ほど費用の面の課題も挙げられましたけれども、中小企業者等には負担軽減措置を講じておりまして、国から総額280億円、都道府県の皆様からも総額280億円を本年度までに基金に出しまして、中小企業者については処分料金の70%、またさらに個人については処分料金の95%を軽減するという措置を講じているところでございます。

4ページは、日本政策金融公庫における貸付制度ということで、PCB廃棄物を処理するに当たっての処理費用について、特別な利率で融資をするというような仕組みを講じているところでございます。

駆け足ですが、5ページは行政処分の実施ということで、処分期間がくると、処分期間までに処分委託がされていない廃棄物は、行政からの改善命令の対象となります。

さらに改善命令に従わない場合ですとか、事業者が破産等で不存在になっている場合を含めて、行政代執行を実施し、確実に処分委託を実施するという仕組みとしております。

6ページでございます。これについては、既に北九州事業エリア、中国・四国以西の事業所では、今年3月に処分期間が過ぎて、この行政処分等を随時進めているところでございます。現時点で改善命令、または代執行の対象となる可能性が高い事案が、北九州事業エリア全体で15件存在しておりまして、自治体の数としては10の県と市で取り組んでいただいているところでございます。この改善命令を経るものも含めまして、計画的処理完了期限までには代執行による搬入まで完了する予定としております。

具体的には、この点線の中に書いておりますが、改善命令、代執行の状況といたしましては、6月中旬に全国初となる命令が1件出されまして、その後7月に5件、8月に1件出されております。そのほか1件の事案について今、命令発出に向けた手続が行われているところです。

また、保管事業者が既に破産している等の事由で、改善命令を経ず直接代執行を実施するような事案が3件、代執行の前提となる公告を実施しておりまして、さらに4件の事案について準備がなされているという状況でございます。

この中には、休眠会社ということで、改善命令を実施するんですが、実質的には保管事業者はほぼ休眠状態なんですけれども、登記が残されているために命令を経る必要がある事案というのもございます。

それから、発覚時期につきましては、この15件のうち4件が本年度に入ってから発覚した事案でございます。4件中3件は直接代執行する事案ですが、残り1件は、登記が残されているということで命令を経る必要がある事案ということでした。

そして、各自治体での予算確保の状況ですが、何らかの形で予算確保済みの事案が8件、補正予算により対応予定の事案が7件ということで、自治体の数では前者が5県市、後者が5県市ということになってございます。

また、それぞれこういった事例があるかというようなことも、8月8日の東海地区広域協議会の前に豊田地域PCB廃棄物早期処理連絡会を開催いたしまして、ここにお集まりの豊田事業地域の東海4県の関係県市の皆様を始め関係団体への報告をし、意見交換をして参考とすることとしたところでございます。

また、補足ですが、8ページ、9ページには、こういった行政代執行を講じていただく場合の支援ということで、8ページは財政的支援、先ほどと同様に基金ですが、

国から3億円、それから産業界から6億円を出えんしていただきまして、行政による代執行の費用の75%をこれで負担するというような基金をつくっております。

それから9番目としまして、この行政代執行をするに当たって必要な現地確認等の補助についても、専門家を出すなど支援を行っているところでございます。

いずれにしましても、こうした北九州事業エリアでの取組も参考にしながら、早期処理に向けた取り組みが進むように、自治体の皆様、それからJESCOと連携して取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか？

広域協議会の皆様が例えば次のステップに移られるときに、環境省から出されているものを、全部丸投げはないでしょうかけれども、いろいろと参考にして説得に当たっていただいているのですか？

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 はい、やはり中小企業などは資金繰りに困っているというような事態がありますので、補助金制度の説明などは積極的にやらせていただいております。環境省のほうからいただいている情報、それから北九州エリアでの事例というのは、貴重な我々の行政資産として活用させていただいております。

【委員長】 お願いいたします。

それでは、特に皆さんこれ以上ご意見ないようでしたら、全体を通しまして何かありますでしょうか。よろしいですか？

それでは、次の議題は「その他」です。これに関して、私のほうから少し皆様にお諮りをしたいことがございます。

各自治体の皆様には本日も大変遠いところからお越しいただいて、本当にありがとうございました。

実は、この豊田市のPCB処理事業におきまして、この安全監視委員会では、JESCOを中心とする安全処理事業もさることながら、運搬、収集、あるいは掘り起こしと、早期処理にかかわる全てについて、地元の方々の安全を確保しながら、早期に安全に確実に処理をしていただくというのが、議論の大前提になっております。

そこで、オブザーバーとして出席いただいている各県の皆様と、それから本日出席いただいている6市の皆様には、この安全監視委員会での議論を通して皆さんの不安、どのようにしてPCBの早期処理につなげていくかについて、情報を共有化していただ

きながら、皆さんの意見をよく聞いていただき、かつ各自治体の御事情も聞かせていただくというような形をとり、安全監視委員会の正式なオブザーバーになっていただけないか、というのが私からのお願いなのですが。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 今、県はオブザーバーとして正式にこの会の中に名を連ねさせていただいていますが、それからさらに政令市も含めてオブザーバーになるということですか。

【委員長】 そうです。全員の方が平等な立場でオブザーバーになっていただきたいというのが私の強い希望です。

同じ PCB を処理する仲間として、皆様が対等な立場でこの場で発言をしていただき、かつ議論の中に入っていただきたい、というのが私の思いです。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 委員長の趣旨は十分わかりました。ただ、政令市のほうもそれぞれの事情がありますし、安全監視委員会の事務局である豊田市とも相談しなければいけません。

【委員長】 そうですね。それでは、事務局のほうで御検討いただくという形でいかがでしょうか？

【豊田市環境部（神谷廃棄物対策課長）】 委員長の御意見を承りました。ありがとうございます。愛知県からもお話があったように、東海地区広域協議会と協議をして、それから関係県市とも一度お話をさせていただいた中で、次回の安全監視委員会ではその方向性を皆様の前にお示ししたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【委員長】 よろしくお願ひいたします。

きょうは非常に有意義な議論をしていただけました。本日お集まりの関係自治体の皆様には本当に感謝申し上げます。ぜひ正式なオブザーバーになっていただけるように、豊田市のほうからも働きかけをお願いいたしたいと思ひます。

それでは、本日は長時間にわたりまして大変活発な御議論いただきましてありがとうございました。ただいまをもちまして本日用意させていただきました議題は全て終了させていただきます。

そこで、資料の公開について事務局にお尋ねしますけれども、全て公開させていただくということによろしいですか。

【豊田市環境部（神谷廃棄物対策課長）】 結構でございます。よろしくお願ひします。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事録につきましては、毎回お願いしておりますが、速やかな公表に向けまして事務局で作成をいただき、皆様方に目を通していただき、最終的には

私と事務局とで確認をさせていただいて公表につなげたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございました。それでは事務局、そのように御準備をいただきたいと思います。

以上で本年度の第1回の安全監視委員会を終了させていただきます。皆様どうもありがとうございました。

進行を事務局へお返しします。

【事務局(岩井)】 本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、長時間にわたり松田委員長を始め委員の皆様、オブザーバーの皆様、そして関係区市の皆様、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第1回豊田市PCB処理安全監視委員会を閉会いたします。

午後4時15分 閉会